

## 釜石市 UI ターン者賃貸支援補助金交付要綱

### (目的)

第 1 条 この要綱は、釜石市(以下「市」という。)への移住を促進し、もって定住の推進と人口減少の抑制及び空き家の増加防止に資するため、市内に住宅を賃借し、移住する者に対し、予算の範囲内で釜石市補助金交付規則(昭和 50 年釜石市規則第 44 号。以下「交付規則」という。)、釜石市補助金交付要領(平成 19 年釜石市告示第 79 号。以下「交付要領」という。)及びこの要綱により、補助金を交付する。

### (定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 転入日 転入届(住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)第 22 条の規定に基づく転入の届出をいう。)において転入をした日をいう。
- (2) UI ターン者 令和 6 年 3 月 1 日以降に大槌町以外の市外から市へ転入した者であって、3 年以上市内に定住する意思があるもの(転入日の前 1 年以内に市内に住所を有していた者を除く。)をいう。
- (3) 賃借住宅 自らが居住するために市内に賃借した住宅をいう。ただし、社宅等の事業主から賃借した住宅、公営住宅及び市が民間から借り上げた住宅を除く。
- (4) 児童 補助金の交付申請日が属する年度の 4 月 1 日時点において 18 歳以下である者をいう。
- (5) 住宅手当 給与等の支払者が従業員に対して支給する住宅の家賃に関するすべての手当等の月額をいう。

### (交付対象者)

第 3 条 補助金の交付申請を行うことができる者は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。ただし、第 4 号から第 9 号までの規定については、住居及び生計を共にするものについても、同様とする。

- (1) UI ターン者で、かつ、市の住民基本台帳に登録のある者と婚姻したことによる転入ではないこと。
- (2) 補助金の交付申請日が属する年度の 4 月 1 日時点において、満 39 歳以下であること。ただし、児童を伴って転入する場合はこの限りでない。
- (3) 賃借住宅の賃貸借契約を締結していること。
- (4) 補助金の交付申請時点で就業していること。ただし、国家公務員又は地方公務員を除く。
- (5) 生活保護を受けていないこと。
- (6) 住民税を滞納していないこと。
- (7) 賃借住宅の家賃について、市が実施する他の補助金の交付を受けていないこと。
- (8) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。
- (9) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する

暴力団員若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと社会的に非難するべき関係を有していないこと。

(交付対象経費及び補助金額)

第4条 交付対象経費及び補助金額は、次の表のとおりとする。

交付対象経費	補助金額
補助金の交付決定があった年度の4月1日から3月31日までの期間に支払った居住する賃貸住宅の家賃の額。ただし、住宅手当の支給を受けている場合は、交付対象経費から当該手当の合計額を差し引いた額とする。	交付対象経費の10分の10以内の額(1,000円未満の端数は切り捨てる。)とし、24万円を上限とする。

(交付申請等)

第5条 補助金交付申請の期限は、毎年度2月28日とし、転入日から6か月以内とする。

2 交付要領第3条第1項第5号に規定するその他要綱で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 釜石市UIターン者賃貸支援補助金に係る承諾・誓約書(様式第1号)
- (2) 住居及び生計を共にする者全員の住民票の写し
- (3) 申請者に係る転入前の住所地での居住記録が分かる住民票の除票又は戸籍の附票(市外に1年以上居住していたことが確認できるもの)
- (4) 就業していることを証明する書類
- (5) 賃借住宅の賃貸借契約書の写し
- (6) 住宅手当支給見込証明書(様式第2号)
- (7) 住居及び生計を共にする者全員の住民税等の納税証明書
- (8) その他市長が必要と認める書類

3 補助金の交付の決定を受けた者は、第3条第1号及び第8号及び第1項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けた初年度から起算して3会計年度を上限に、各年度1回に限り、補助金の交付を申請することができる。この場合において補助金交付申請の期限は、毎年度2月28日とする。

(届出事項)

第6条 補助金の交付の決定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは速やかに文書をもって、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 住所又は氏名を変更したとき。
- (2) 就業先を退職又は変更したとき。
- (3) 市外に転出したとき。

(完了期限等)

第7条 補助金交付請求書等の提出期限は、毎年度3月31日とする。

2 交付要領第10条第5号の規定によりその他要綱で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 支払先、支払い金額が確認できる書類
- (2) 就業していることを証明する書類
- (3) 住宅手当支給証明書(様式第3号)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定の取消し)

第 8 条 市長は、交付規則第 9 条及び第 15 条の規定によるもののほか、交付対象者が転入日から 1 年に満たない間に市外に転出した場合は、補助金の交付決定を取り消すことができる。ただし、市長がやむを得ない事由があるものとして認めた場合は、この限りでない。

(報告及び調査)

第 9 条 市長は、必要があると認めるときは、交付対象者に対し、報告を求め、又は職員を派遣して関係書類を調査させることができる。

(補則)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この告示は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

釜石市長 宛て

申請者住所 釜石市

氏 名

電話番号

釜石市 UI ターン者賃貸支援補助金に係る承諾・誓約書

私は、釜石市に生活の本拠を移し、定住する意思があります。

つきましては、釜石市 UI ターン者賃貸支援補助金を申請するに当たり、釜石市が、申請にかかる書類等を審査する際に必要となる事項を調査することを承諾します。

また、釜石市補助金交付規則(昭和 50 年釜石市規則第 44 号)第 15 条に基づき補助金の交付の決定の全部の取消しを受けたときは、交付を受けた補助金を速やかに返還することを誓約します。

釜石市長宛て

事業主（給与等の支払者）

所在地

名称

代表者

電話番号

住宅手当支給見込証明書

住宅手当支給見込を次のとおり証明します。

1. 就業者

住所	
氏名	

2. 住宅手当支給見込み

(1) 支給する見込み

年	月から	年3月まで
住宅手当月額		円

(2) 支給しない見込み

注意事項

- 住宅手当とは、住宅に関して事業主が従業員に対して支給又は負担する全ての手当等の月額です。
- 住宅手当支給見込みについては(1)、(2)のいずれかに○を付けてください。
- 住宅手当を支給する見込みの場合は、申請を行う年度における支給開始月から最終月（※雇用期間中は継続的に支給する場合は年度の末月である3月までとしてください）を記載し、住宅手当月額を記入してください。

釜石市長宛て

事業主（給与等の支払者）

所在地

名称

代表者

電話番号

住宅手当支給証明書

住宅手当支給状況を次のとおり証明します。

1. 就業者

住所	
氏名	

2. 住宅手当支給状況

(1) 支給した

年	月から	年	月まで
住宅手当月額		円	

(2) 支給していない

注意事項

- 1 住宅手当とは、住宅に関して事業主が従業員に対して支給又は負担する全ての手当等の月額です。
- 2 住宅手当の支給の有無について、(1)、(2)のいずれかに○を付けてください。
- 3 住宅手当を支給した場合は、申請を行った年度における支給開始月から最終月（※雇用期間中は継続的に支給する場合は年度の末月である3月までとしてください。）を記載し、住宅手当月額を記入してください。